

平成9年4月1日

(基本方針)

第1条 川島町民の教養、調査研究、趣味、娯楽等に役立てるため、川島町立図書館は、あらゆる資料、情報を公平かつ自由に提供する公共図書館の役割を自覚し、町民各層の顕在的及び潜在的な要求を十分に考慮し、その時々、社会的、地域的動向を勘案して、多様で質の高い資料の収集に努める。

(収集の自由)

第2条 図書館は、町民の知る自由を保障する機関としてあらゆる資料要求に責任をもってこたえるため、収集の自由を有するものとする。ただし、収集にあたっては、その基本的姿勢として「図書館の自由に関する宣言」第1条に掲げる以下の事項を遵守する。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (5) 寄贈資料の受入れにあたっては同様である。

(収集の決定)

第3条 資料の収集、選択にあたっては、日常の奉仕活動に従事する専門職員が選書し図書館長が決定する。

(収集資料の範囲)

第4条 収集する資料の範囲としては、町民すべてを対象に主に日本語で表現された資料を、各分野にわたって幅広く収集する。

(収集資料の種類及び方針)

第5条 資料収集の種類及び方針は次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、参考図書等）

一般図書は、教養書、基本的入門的な図書及び趣味、実用書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

参考書は、町民の調査研究のために必要な辞典、年鑑、年表、名簿、便覧、目録、書誌、地図帳等各分野にわたって体系的に収集する。

児童、青少年図書は児童等が喜びを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つよう各分野の資料を広く収集する。

(2) 逐次刊行物（新聞、雑誌）

新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に収集する。青少年向けのもの、及び機関紙等については、利用度に応じて収集する。

(3) 郷土資料

川島町に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット類、写真、ビデオテープ、レコード等あらゆる分野にわたって網羅する。

- ・郷土について書かれた活字資料及び視聴覚資料
- ・郷土で出版、刊行されたもの
- ・地域に生まれ育った郷土の人の著作物

埼玉県及び近隣市町村等に関する資料は、基本的な歴史的資料及び川島町に関係の深いものを中心に収集する。

(4) 視聴覚資料

カセットテープ、コンパクトディスク等は、音楽、芸能、文学作品、その他の基本的作品及び、代表的演者の作品を中心に収集する。

(5) 障がい者用資料

視覚障がい者等の利用に供するため、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等を収集する。

(6) その他の資料

パンフレット、地図等は必要に応じて収集する。

(寄贈資料等の収集)

第6条 資料の収集については、購入を基本とするが、寄贈、寄託、交換等も必要に応じて行う。ただし、収集にあたっては、この要綱に定める基準を適用する。

(収集しない資料)

第7条 次に掲げる資料は原則として収集しない。

- (1) 極めて専門的な学術書、美術書等
- (2) 学習参考書、受験参考書、問題集
- (3) 入手困難で図書館相互利用制度に依存しうる図書

附 則

- 1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。